

持続可能な京都府北部地域物流ネットワーク推進協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、持続可能な京都府北部地域物流ネットワーク推進協議会（以下「本協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 物流の2024年問題を契機に顕在化するトラックドライバーの人材不足など府北部地域における物流に関する課題に対応するため、物流事業者や荷主企業との連携により地域資源を活かした物流の効率化を図る実証事業を実施することで、持続可能な北部地域の物流ネットワークを推進し、産業競争力を維持・強化することを目的とする。

(事 業)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 京都府北部地域の立地企業における物流実績の調査と課題の分析
- (2) 京都府北部地域における物流の効率化に向けた調査
- (3) 京都府北部地域におけるモーダルシフトの可能性の調査
- (4) マルチワーカー等を活用した物流人材の確保・育成に向けた調査
- (5) その他、京都府北部の地域物流を維持するための手法の検討

(組 織)

第4条 本協議会は、幹事及び会員で構成する。

- 2 幹事は、本協議会の目的に賛同し京都府北部地域の物流に関わる事業者、関係団体及び自治体等とし、本協議会の運営及び事業に関する企画・立案等を行う。
- 3 幹事は、別表に定める。
- 4 会員は、本協議会の目的に賛同し京都府北部地域の物流に関わる事業者及び関係団体等とし、本協議会の運営等に参画する。

(会 議)

第5条 本協議会は、事務局が必要に応じて招集し、開催する。

- 2 本協議会は、次の事項について協議を行う。
 - (1) 第3条に掲げる事業の実施に関すること。
 - (2) その他、第2条の目的達成に必要な事項に関すること。

(分科会)

第6条 本協議会の運営に資するため、本協議会の下に分科会を置く。

- 2 分科会では、第2条の目的を達成するための検討や実証事業等を行う。

(入 会)

第7条 幹事又は会員として入会しようとするものは、別に定める必要書類を事務局に提出し、事務局の承認を受けなければならない。

(退 会)

第8条 幹事及び会員は、退会しようとする時は、その旨を事務局に届けなければならない。

(会 計)

第9条 本協議会の経費は、補助金、負担金及びその他収入をもって充てる。

(事務局)

第 10 条 協議会の事務局は、京都府総合政策環境部地域政策室に置く。

(委 任)

第 11 条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関し必要な事項は、事務局において別に定める。

附 則

1 この規約は、令和 7 年 8 月 6 日から施行する。

【別表】（第 4 条関係）

企業・団体名	区分
一般社団法人京都府トラック協会	団体
佐川急便株式会社	物流事業者
Sustainable Shared Transport 株式会社	物流事業者
日本貨物鉄道株式会社	物流事業者
日本通運株式会社	物流事業者
福山通運株式会社	物流事業者
ヤマト運輸株式会社	物流事業者
ヤマトマルチチャーター株式会社	物流事業者
福知山市	地方公共団体
舞鶴市	地方公共団体
綾部市	地方公共団体
宮津市	地方公共団体
京丹後市	地方公共団体
伊根町	地方公共団体
与謝野町	地方公共団体
京都府	地方公共団体